

# 一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会（以下「本協会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本協会は、官庁・公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）の嘱託を受けてそれらの者が行う登記の嘱託に必要な事務を適正かつ迅速に処理することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続きの適正かつ円滑な実施に資し、もって登記の信頼性をたかめ国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき司法書士法第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務を行うこと。
- (2) その他協会の目的を達成するために必要な事業。

### (事務所)

第4条 本協会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市幸町1番4号に置く。

### (公告方法)

第5条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (社員の資格)

第6条 本協会の社員は、宇都宮地方法務局の管轄区域内に事務所（従たる事務所を含む。）を有する司法書士又は司法書士法人（司法書士法第22条第2項第2号に規定する司法書士法人をいう。以下同じ。）である者とする。

### (入 会)

第7条 社員となろうとする者は、規則に定める入会手続きを行うものとする。

2 本協会は、入会を認めないものとするときは、社員になろうとする者に対し、その旨を通知して入会を拒否することができる。ただし、正当な理由がなければ入会を拒むことはできない。

(入会金及び会費)

第8条 社員は、規則に定める額と方法により入会金及び会費を納入しなければならない。

(役員引受)

第9条 社員は、正当な理由がある場合を除き、役員となることを拒んではならない。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 任意退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第6条に規定する資格を有しなくなったとき。
- (4) 社員である司法書士法人が解散したとき。
- (5) 6ヶ月以上会費を滞納し、催告期日に納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。
- (7) 総社員が同意したとき。

(任意退会)

第11条 社員は、規則に定める退会手続に従い、その年度の終わりに退会することができる。

(除名)

第12条 社員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において総社員の議決権の4分の3以上の賛成による決議で除名することができる。ただし、その社員に対し、当該社員総会から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反した行為が重大なものであるとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、本協会の事務を阻害し、若しくは本協会に著しい損害を加えた行為が重大なものであるとき。

(入会金等の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

(事務の委任処理)

第14条 本協会は、嘱託を受けた第3条第1号に規定する事務(以下「事件」という。)を、

次に掲げる者に限り、取り扱わせることができる。

(1) 社員である司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）

(2) 社員である司法書士法人

2 前項の規定にかかわらず、特に事件を処理するため必要がある場合には、社員でない司法書士（司法書士法人の社員である者を除く。）又は司法書士法人に事件を取り扱わせることができる。

3 第1項又は前項に規定する事件の配分に関する基準は、第2条に規定する目的に沿うよう別に規則に定めるものとする。

4 社員である司法書士又は司法書士法人が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める処分を受けたときは、その処分の期間中、第1項に規定する事件の配分を行わないものとする。

(1) 社員である司法書士 司法書士法第47条第2号に規定する業務の停止の処分

(2) 社員である司法書士法人 同法第48条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する業務の停止の処分

5 第1項又は第2項の規定により事件の配分を受けた司法書士又は司法書士法人が事件を処理するに当たり、その者の故意又は過失による事故が原因で本協会が発注者又は第三者に損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

(競業の禁止)

第15条 本協会の社員は、自己若しくは第三者のために本協会の事業の範囲に属する業務を行ってはならない。

2 本協会の社員は、宇都宮地方法務局の管轄区域内に事務所を有する他の公共嘱託登記司法書士協会（その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人及び公益社団法人をいう。）の社員となってはならない。

### 第3章 社員総会

(定時社員総会)

第16条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集する。

(臨時社員総会)

第17条 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事の過半数の決定で必要と認めたとき。

(2) 社員の5分の1以上から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(社員総会の構成員及び成立要件)

第18条 社員総会は、社員で構成し、かつ、社員の過半数の者が出席することにより成立

する。

(社員総会の招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき理事長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって1週間前までに通知を発しなければならない。

3 理事長は、第17条第1項第2号の規定により臨時社員総会の招集を要するときは、その請求があった日から30日以内に招集通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第20条 社員総会は、社員全員の同意があるときは招集手続を経ずに開催することができる。

(社員総会の議長)

第21条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権の数)

第22条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもって決する。

2 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第26条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第24条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の方法によって表決した社員は、出席したものとみなす。

3 第1項の場合において、代理人は社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人1人が、署名押印をする。

## 第4章 役員

(役員の種類及び員数)

第26条 本協会の理事の員数は、6人以内とする。

2 理事のうち、1人を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事は、社員総会の決議によって、社員（社員たる司法書士法人の社員を含む。）の中から選任する。

2 理事長は、理事の互選によって選定する。

(役員職務)

第28条 理事長は、会務を総理し、本協会を代表する。

2 理事の職務については、規則で別に定めるものとする。

(理事の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。

(理事の退任)

第30条 次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該理事は、前条の規定にかかわらず、その資格を失い退任する。

(1) 司法書士である理事について、社員の資格が失われたとき。

(2) 司法書士法人が社員であることによって理事となった当該司法書士法人の社員である司法書士について、当該司法書士法人が有していた社員の資格が失われたとき。

(3) 司法書士法人が社員であることによって理事となった当該司法書士法人の社員である司法書士について、その司法書士の当該司法書士法人の社員の資格が失われたとき。

(理事の解任)

第31条 理事が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の賛成による決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があるとき。

(報酬等)

第32条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本協会から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第33条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第34条 本協会の財産は、理事長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本協会の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、事業年度毎に理事長が作成し、理事の過半数の決定を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(暫定収支予算)

第36条 定時社員総会において収支予算が成立しないときは、理事長は、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の場合においては、収支予算を成立させるため、理事長は速やかに臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 第1項による収支は、新たに成立した収支予算に基づくものとみなす。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第37条 理事長は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第38条 本協会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置

くものとする。

(事業年度)

第39条 本協会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の賛成による決議で変更することができる。

(解散)

第41条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第42条 本協会が解散したときは、その有する残余財産は、栃木県司法書士会に帰属する。

## 第7章 補 則

(規則への委任)

第43条 この定款の施行又は本協会の運営について必要な事項は、規則及び規程で定めることができる。

- 2 規則は総会の決議をもって定める。
- 3 規程は理事の過半数の決定をもって定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(移行時の事業年度)

第2条 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(臨時会費)

第3条 社員は、一般社団法人への移行に際し、規則に定める額と方法により、臨時会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第4条 前条の臨時会費を、この定款の施行日の属する月の末日までに納入しない社員は、第10条の規定にかかわらず、社員の資格を失うものとする。

(定額会費及び臨時会費の免除)

第5条 前条の規定により、社員の資格を失った者については、当該年度の定額会費及び附則第3条の臨時会費を免除する。

(一般社団法人へ移行後の最初の理事長)

第6条 本協会の一般社団法人へ移行後の最初の理事長は、第27条第2項の規定にかかわらず、社員総会の決議によって選定する。



# 入会及び退会の手続並びに社員名簿に関する規則

## 第1章 入会、退会の手続

### (入会申込)

- 第1条 司法書士で社員になろうとする者は、入会金を納入し、別紙第1の様式による入会申込書を本協会に提出するものとする。
- 2 署名欄は、自筆によるものとし、押印は司法書士職印を押捺するものとする。
- 3 司法書士法人で社員になろうとする者は、入会金を納入し、別紙第2の様式による入会申込書を提出するものとする。
- 4 署名欄は、特に司法書士法人を代表すべき者を定めているときはその者が、定めていないときは当該司法書士法人の社員のうち1人が自筆し、押印は署名欄に自筆した者の司法書士職印を押捺するものとする。
- 5 第3項の入会申込書には別紙第3の様式の社員名簿及び当該司法書士法人の登記事項証明書を各1通添付しなければならない。

### (入会拒否)

- 第2条 本協会は、前条の規定による入会の申込をした者が、次の第1号にあたるときは入会を拒否し、第2号ないし第5号にあたるときは、理事の過半数の決定に基づき入会を拒否できるものとする。
- (1) 宇都宮地方法務局の管轄区域内に事務所（従たる事務所を含む。）を有する司法書士又は司法書士法人でないとき。
  - (2) 司法書士法第47条第2号、第48条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する処分を受け、その期間中であるとき。
  - (3) 身体又は精神の衰弱により本協会の業務を行うことができないとき。
  - (4) 本協会の信用又は品位を害するおそれがあるとき。
  - (5) その他正当な理由があるとき。
- 2 本協会は、入会申込者が前項第2号ないし第5号に該当することを理由に入会を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申込者にその旨を通知して、相当の期間内に弁明する機会を与えなければならない。

### (拒否の通知)

- 第3条 本協会が前条により入会申込を拒否したときは、遅滞なく入会申込者に適宜の方法で通知する。

### (社員名簿への登載)

- 第4条 本協会が入会申込を受理したときは、直ちに入会社員を社員名簿に登載する。

(再入会)

第5条 一たん退会した者が再入会しようとするときは、第1条に規定する手続をとる際、従前の入会中、滞納した金員を完納するものとする。

2 滞納した金員を完納するまでは、再入会を申込みできない。

3 前4条の規定は、再入会の場合に準用する。

(退会届)

第6条 社員が退会しようとするときは、別紙第4の様式による退会届を本協会に提出するものとする。

2 退会しようとする社員が司法書士であるときには署名欄は自筆によるものとし、押印は司法書士職印を押捺する。

3 退会しようとする社員が司法書士法人であるときは、署名欄は特に司法書士法人を代表すべき者を定めているときはその者が、定めていないときは当該司法書士法人の社員のうちの1人の自筆によるものとし、押印は署名欄に自筆した者の司法書士職印を押捺する。

4 退会は、提出した年度の最終日に効力を生ずる。

(資格喪失退会)

第7条 社員が定款第10条第2号から第7号までの規定により社員の資格を喪失して退会したときは、退会届その他の手続を要しないで資格を喪失した日をもって除籍する。

(除籍)

第8条 社員が退会したときは、社員名簿に所要の記載をし、除籍後は、その社員名簿用紙を退会社員名簿に編綴するものとする。

## 第2章 社員名簿

(社員名簿)

第9条 本協会が備える社員名簿は、司法書士については、別紙第1の様式による用紙を、司法書士法人については別紙第2の様式による用紙と別紙第3の様式による司法書士法人社員名簿を編綴して調整するものとする。

(変更届)

第10条 社員の事務所の所在地、電話番号、住所、氏名並びに司法書士法人が社員のときは、名称及び司法書士法人の社員に変更が生じたとき、定款第6条に規定する資格を失ったとき、及び司法書士法第47条第2号、第48条第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する処分を受けたときは、社員は直ちにその旨を本協会に届出なければならない。

2 前項によって変更届出があった事項は、社員名簿の記載の変更を行う。

(退会社員名簿)

第11条 本協会に退会社員名簿を備え、退会した社員があるときは、前章に規定する必要の手続を経て、その社員名簿の用紙を編綴するものとする。

### 第3章 補 則

(改 廃)

第12条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、本協会の一般社団法人への移行による設立登記の日から施行する。

## 別紙第 1

事務所の所在地	〒			TEL	( )
住 所	〒			TEL	( )
氏 名	(T・S・H)			年 月 日生	
司法書士登録	登録番号	第	号	年 月 日	
所属する司法書士会	司法書士会	入会日		年 月 日	
入会及び退会の手続並びに社員名簿に関する規則第 2 条各号に規定する事由の有無				有	・ 無
以前に入会したことがある場合	入 会 した日	年 月 日	退 会 した日	年 月 日	
変 更 事 項 記 載 欄					所属する栃 木県司法書 士会の支部
					支 部
退会の事由と日付				年 月 日	
退会届の提出日	年 月 日	効力が生じた日		年 月 日	
滞納の会費その他					
入 会 申 込 書	上記の者貴協会の目的事業に協力し、定款その他の諸規則及び総会の決議を遵守することを誓約し、又、入会后役員となることを承諾したうえ、社員となるため入会を申し込みます。				年 月 日 受 理 印
	年 月 日	署名	職印		
	一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会				
	理事長		殿		

## 別紙第2

主たる事務所の所在地		〒		TEL	( )	FAX	( )
従たる事務所の所在地 (本協会の区域内の)		〒		TEL	( )	FAX	( )
名 称							
設立年月日		年 月 日 成立					
所属する司法書士会 (複数ある場合は全て記入)		司法書士会					
入会及び退会の手続並びに社員名簿に関する規則第2条各号に規定する事由の有無				有 ・ 無			
以前に入会したことがある場合	入 会 した日	年	月	日	退 会 した日	年	月 日
変 更 事 項 記 載 欄						所属する栃木県司法書士会の支部	
						支 部	
退会の事由と日付						年 月 日	
退会届の提出日		年	月	日	効力が生じた日	年	月 日
滞納の会費・その他							
入会申込書	上記の者貴協会の目的事業に協力し、定款その他の諸規則及び総会の決議を遵守することを誓約し、又、入会後は社員司法書士が役員となることを承諾のうえ、社員となるため入会を申し込みます。					年 月 日 受 理 印	
	年 月 日  司法書士法人名 (代表) 社員署名 職印  一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会 理事長 殿						

司法書士法人社員名簿

名 称			
設 立 年 月 日	年 月 日	法人番号	—
主たる事務所	〒		
従たる事務所	〒		
	〒		
	〒		
代表社員の氏名			
社員又は常駐社員	氏 名	住 所	登録番号
使用司法書士	氏 名	住 所	登録番号

## 退 会 届

(主たる) 事務所の所在地

(従たる事務所の所在地)

(名称 ) 氏 名

上記の者、本年度の最終日をもって退会したいので届けます。

年 月 日

(代表) 社員署名

職印

一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会

理事長

殿

## 入会金及び会費に関する規則

### (入会金)

第1条 入会金は、次の区分に応じて、社員となる者が入会手続きを行うとき、第2条第2項に定める会費とともに、あらかじめ本協会に納入するものとする。

(1) 司法書士が社員となるとき 金30,000円

(2) 司法書士法人が社員となるとき

宇都宮地方法務局管轄区域内に存する主たる事務所及び従たる事務所1ヵ所につき  
金30,000円

### (会費)

第2条 会費は、定額会費及び事件報酬割会費とする。

2 定額会費は、年度当たり、次の区分に応じて、毎年8月末日までに当年度分を本協会の指定する銀行口座に振り込む方法により納入する。

(1) 司法書士である社員 金20,000円

(2) 司法書士法人である社員

宇都宮地方法務局管轄区域内に存する主たる事務所及び従たる事務所1ヵ所につき  
金20,000円

3 年度途中において入会する社員の定額会費は、該当月を1ヵ月として月割計算する。

4 退会した社員の定額会費は、返還しない。

5 事件報酬割会費は、本協会から配分された事件の報酬額の5%にあたる額とし、本協会が受領した受託収入を、事件配分を受けた社員に委託報酬として支払う際、会費相当額を控除して支払う方法により徴収する。

### (催告手続)

第3条 会費の納入期に会費を納入しないで6ヵ月以上経過したときは、期日を定めて納入するよう催告する。

2 前項の催告は文書で行い、催告期日までに納入しないときは定款第10条第5号の規定により社員の資格を失う旨を付記する。

3 定款第10条第5号の規定により、社員である資格を失った者は、速やかに滞納している会費を納入しなければならない。

### (相殺)

第4条 会費の納入期に会費を納入しない場合で、本協会が未納者に支払う報酬金があるときは、催告しないで相殺することができる。

### (改廃)

第5条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、本協会の一般社団法人への移行による設立登記の日から施行する。

(臨時会費)

- 2 一般社団法人への移行に伴い、社員から臨時会費金30,000円を徴収するものとし、社員は、この規則の施行日の属する月の末日までに、本協会の指定する銀行口座に振り込む方法により納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。

# 受託事件の配分及び報酬に関する規則

## (目的)

第1条 定款第14条第3項に基づき、本協会が受託した公共嘱託登記事件を処理するに際しては、この規則の定めるところにより行うものとする。

## (配分の原則)

第2条 受託事件は、事件処理の迅速性及び効率性を重視して、配分するものとする。

## (一時事件)

第3条 継続して受託が見込めない受託先については、事件受託から報酬請求まで、担当社員が一括して行なってもよいものとする。

## (継続多数事件)

第4条 継続して多数の事件受託が見込める受託先については、担当社員を複数置くことができ、事件配分は、各担当社員についてできるだけ公平になるようにするものとする。

## (報酬の受領と支払)

第5条 官公署等から報酬を受領する際には、本協会がこれを一括して受領し、事件を処理した社員に報酬として支払うものとする。

## (配分の制限、報酬の減額)

第6条 事件処理の遅延等のために本協会に損害を与えた社員に対しては、報酬の減額及び配分の停止など適正な処置をとるものとする。

## (特別の報酬)

第7条 事件処理の遅延又は処理不能となった場合で、配分を受けた社員に責がないときは、本協会は、その社員が処理した実績に応じ、理事の協議の上で、別の報酬を定めることができる。

## (報酬の格差)

第8条 発注の官公署により、受託事件の報酬額に格差が生じるときでも、原則として受託事件ごとにこれを処理し、特段の事情のない限りこの格差を修正する措置をとらない。

## (運用)

第9条 この規則の運用については、理事の過半数の決定により定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、本協会の一般社団法人への移行による設立登記の日から施行する。

# 役員規則

## (目的)

第1条 この規則は、定款第28条第2項に基づき、理事の職務その他理事に関し必要な事項を定めるものとする。

## (理事の種類)

第2条 理事の種類は次のとおりとし、理事の互選により定める。

- (1) 理事長 1名
- (2) 総務担当理事 1名
- (3) 会計担当理事 1名
- (4) 業務担当理事 3名以内

2 理事の重任に係る任期（期数）は、3期を超えないものとする。

## (理事長の職務)

第3条 理事長は、本協会を代表し、協会の業務を総理する。

## (総務担当理事の職務)

第4条 総務担当理事は、主に次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社員の入社及び退社その他人事に関する事項
- (2) 文書の接受、発送及び保守に関する事項
- (3) 宇都宮地方法務局からの監督に関する事項
- (4) 全国公共嘱託登記司法書士協議会との事務連絡に関する事項
- (5) 官公署との事務連絡に関する事項
- (6) 本協会の登記、公告に関する事項

## (会計担当理事の職務)

第5条 会計担当理事は、主に次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 計算書類の作成に関する事項

## (業務担当理事の職務)

第6条 業務担当理事は、主に次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 継続的顧客との契約、受託、配分、納品、請求に関する事項

(出張)

第7条 理事が会務のため出張する場合は、別に定める「旅費規則」に基づき、交通費、日当、食卓料、並びに宿泊費を支給する。

(報酬)

第8条 理事の報酬は、社員総会で承認された予算の役員報酬額の範囲内において、理事の協議により決定する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、本協会の一般社団法人への移行による設立登記の日から施行する。

## 旅費規則

(目的)

第1条 一般社団法人栃木県公共嘱託登記司法書士協会（以下「本協会」という。）の理事及び社員が会務のため出張する場合には、この規則の定めるところにより、交通費、日当、食卓料、並びに宿泊費（以下「旅費等」という。）を支給する。

(出張の種類)

第2条 出張は、次の2種類とする。

A型 理事又は社員が、受託先との受託案件の授受の為だけに出張するもの

B型 A型以外の出張

(A型出張の交通費)

第3条 A型出張の交通費は、次に掲げる額とする。ただし、授受物に自己の担当分が含まれているときは支給しない。

ア. 出張者の事務所所在地と同一市町への出張の場合、出張1回につき金1,000円

イ. 出張者の事務所所在地とは別の市町への出張の場合、出張1回につき金2,000円

(B型出張の区分)

第4条 B型出張の交通費は、次の区分によって計算する。

ア. 県内における出張の場合は、出張者の事務所所在地の市町役場（支所等がある場合にはその場所～以下「役場等」という。）から目的地に至る最も便利な経路を利用した距離をもって計算する。

イ. 県外への出張の場合には、出張者の事務所所在地の最寄の駅から出張の目的地の最寄の駅を経由した目的地に至る最も高速で便利な経路及び方法をもって計算する。

(B型出張の交通費)

第5条 B型出張の交通費は、次に掲げる額とする。

ア. 前条アの場合は、当該距離に対して1キロメートル当たり金40円を乗じた額

イ. 前条イの場合は、利用する交通機関の旅客運賃に特別特急料金又は急行料金並びに座席指定料金を加えた額

ただし、出張者の事務所所在地の役場等と目的地が同一市町の場合、及び全国公共嘱託登記司法書士協議会（以下「全司協」という。）より交通費が支給される場合は支給しない。

2 日当は、金6,000円とする。

3 食卓料は、県外への出張の場合において、出張中1日当たり金3,000円とする。

4 宿泊費は、1泊2食付で金15,000円を上限として、実費を支給する。ただし、全

司協が全額負担をする場合は支給をしない。

(概算支給)

第6条 旅費等については、概算支給をすることができる。

(増額)

第7条 出張につき特別の事由があるときは、理事の過半数の決定により、旅費等を増額することができる。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、本協会の一般社団法人への移行による設立登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年7月21日から施行する。